

## ○国立大学法人筑波大学共同研究取扱規程

〔平成16年7月29日〕  
法人規程第45号  
改正 平成18年法人規程第44号  
平成20年法人規程第37号  
平成23年法人規程第56号  
平成25年法人規程第22号  
平成26年法人規程第1号  
平成26年法人規程第45号  
平成26年法人規程第61号  
平成26年法人規程第79号  
平成30年法人規程第53号  
令和元年法人規程第9号  
令和元年法人規程第12号  
令和3年法人規程第26号  
令和4年法人規程第30号

### 国立大学法人筑波大学共同研究取扱規程

#### (趣旨)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学外部資金研究取扱規則（平成16年法人規則第41号。以下「外部資金研究取扱規則」という。）第10条の規定に基づき、同規則第2条第2号に規定する共同研究（附属病院で実施するものを除く。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

#### (申込み)

第2条 共同研究の申込みをしようとする企業等は、所定の申込書を学長に提出するものとする。

#### (受入れの可否の決定)

第3条 学長は、前条の申込書を受理したときは、当該共同研究に係る大学教員の所属する系の系長、計算科学研究センターの長若しくは生存ダイナミクス研究センターの長又は附属学校教育局教育長（以下「系長等」という。）と協議の上、その受入れの可否を決定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、学長は、教育研究施設の業務に従事する大学教員等が当該教育研究施設において共同研究を行う場合には、当該教育研究施設の長（部局の教育研究等に関連して管理運営を行う教育研究施設にあつては当該部局の長。以下同じ。）と協議の上、その受入れの可否を決定することができる。

#### (決定の通知)

第4条 学長は、共同研究の受入れを決定したときは、所定の受入れ決定通知書により、企業等及び契約担当役に通知するものとする。

#### (共同研究契約等)

第5条 契約担当役は、前条の通知に基づき、速やかに、企業等と共同研究契約を締結するものとする。

2 契約担当役は、前項の共同研究契約を締結したときは、直ちに、学長に通知するものとする。

3 学長は、前項の通知を受けたときは、速やかに、系長等又は教育研究施設の長を経て、共同研究を担当する大学教員等（以下「共同研究担当者」という。）にその旨を通知するものとする。

（共同研究の開始）

第6条 共同研究は、前条第1項に規定する共同研究契約を締結した日（以下この条において「契約締結日」という。）以降の企業等と協議の上決定した日から開始するものとする。ただし、企業等が国立大学法人、大学利用機関法人、独立行政法人又は地方公共団体である場合にあっては、当該企業等と協議の上、契約締結日前にこれを開始することができる。

（中止又は期間の延長）

第7条 共同研究担当者は、共同研究を中止し、又はその期間を延長する必要があるときは、企業等と協議の上、直ちにその旨を系長等又は教育研究施設の長を経て学長に報告し、その指示を受けるものとする。

2 学長は、前項の報告により共同研究の遂行上やむを得ないと認めるときは、これを中止し、又はその期間を延長することを決定し、所定の中止・延長決定通知書により、契約担当役に通知するものとする。

3 契約担当役は、前項の通知を受けたときは、直ちに、企業等と変更契約を締結するものとする。

（完了の報告）

第8条 共同研究担当者は、共同研究が完了したときは、所定の完了報告書により、系長等又は教育研究施設の長を経て学長に報告するものとする。

2 学長は、前項の報告を受けたときは、所定の完了通知書により、契約担当役に通知するものとする。

（研究者の受入れ）

第9条 国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）は、企業等において研究業務に従事する研究者を、共同研究のため当該企業等に在職のまま企業等共同研究員として受け入れることができる。

（研究料）

第10条 企業等は、前条に基づき企業等共同研究員を派遣する場合には、法人に研究料を納付しなければならない。

2 前項の研究料の額は年額44万円とし、企業等は、四半期ごとに年額の4分の1に相当する額を納付することができる。

3 納付された研究料は、原則として、返付しない。

（共同研究に要する経費等の負担）

第11条 共同研究に要する経費の負担は、次に掲げるとおりとする。

(1) 法人における共同研究の場合

ア 法人は、共同研究担当者の人件費を負担するものとする。ただし、企業等がその一部を負担することを妨げるものではない。

イ 法人は、法人の施設・設備を共同研究の用に供するとともに、当該施設・設備の維持・管理に必要な経常経費等を負担するものとする。

ウ 企業等は、ア及びイにより法人が負担するもののほか、特に必要となる設備費、謝金、旅費、研究支援者等の人件費、消耗品費等の直接的な経費（以下この条において「直接経費」という。）及び法人の産学連携推進活動のための産学連携関連経費（以下この条において「間接経費」という。）を負担するものとする。

エ 法人は、共同研究の遂行に必要な経費を適切に分担する観点から、ウの直接経費の一部を、必要に応じ、予算の範囲内において負担することができる。

(2) 法人及び企業等における共同研究の場合 前号の経費に加え、企業等における共同研究に要する経費等は、当該企業等が負担するものとする。

2 前項第1号ウに規定する間接経費は、直接経費の20パーセントに相当する額とする。ただし、企業等がこれを超える率を定めているときは、別途協議の上、定めるものとする。

3 前項本文の規定にかかわらず、次に掲げる場合にあっては、前項の率を変更することができるものとする。

(1) 企業等が国、特殊法人、認可法人、独立行政法人又は地方公共団体から補助金等を受け、又はその委託により法人と共同で研究をする者であって、間接経費の算出に係る率が指定されている場合

(2) 企業等が国立大学法人、大学共同利用機関法人、特殊法人、認可法人、独立行政法人又は地方公共団体であって、当該企業等の財政事情により前項の率を下回ることとなる場合かつ学長がやむを得ないと認める場合

#### (設備等の取扱い)

第12条 共同研究の遂行上、法人において新たに取得した設備又は備品（以下この条において「設備等」という。）は、法人の所有に属するものとする。ただし、法人及び企業等が共同研究契約において別の定めをしたときは、この限りでない。

2 前項の設備等は、国立大学法人筑波大学財産管理規則（平成30年法人規則第29号）第22条第3項に規定する場合に該当するときは、企業等に対し無償で譲渡することができる。

3 共同研究の遂行上、企業等において新たに取得した設備等は、企業等の所有に属するものとする。

4 共同研究のうち法人において行うものの遂行上必要な場合には、企業等から、その所有に属する設備等を受け入れることができる。

#### (共同研究の場所)

第13条 共同研究担当者は、当該共同研究の遂行上必要な場合には、企業等の施設において共同研究を行うことができるものとする。

2 前項の規定により共同研究担当者が当該企業等の施設において共同研究を行うときは、研究用務のための出張として取り扱うものとする。

#### (特許の出願等)

第14条 学長及び企業等は、共同研究により発明が生じたときは、速やかに相手方に通知するとともに、当該発明に係る特許を受ける権利の帰属の決定、出願事務等が迅速かつ円滑に行わ

れるよう努めるものとする。この場合において、学長は、国際産学連携本部に、当該権利の帰属について審議させるものとする。

- 2 学長及び企業等は、速やかに前項の権利の帰属を決定できるよう、あらかじめ、共同研究の契約時に相互の役割分担等を協議の上、定めるものとする。
- 3 学長（国立大学法人筑波大学知的財産規則（平成16年法人規則第12号。以下「知的財産規則」という。）及びこれに基づく法人規則等の規定により法人が特許を受ける権利を承継しないときは共同研究担当者）又は企業等は、共同研究担当者又は企業等共同研究員が共同研究の結果それぞれ独自に発明を行った場合において、特許出願を行おうとするときは、当該発明を独自に行ったことについて、あらかじめ、それぞれ相手方の同意を得るものとする。
- 4 学長及び企業等は、共同研究担当者及び企業等共同研究員が共同研究の結果、共同して発明を行った場合において特許出願を行おうとするときは、当該発明に係る特許を受ける権利の持分等を定めた共同出願契約を締結の上、共同出願を行うものとする。ただし、知的財産規則及びこれに基づく法人規則等の規定により法人が当該権利を承継しないときは、この限りでない。
- 5 前項本文の場合において、学長は、当該共同出願契約の内容等について、国際産学連携本部に審議させるものとする。

#### （特許権等の実施）

- 第15条 学長は、外部資金研究取扱規則第9条第1項に規定する独占的に通常実施権を設定する期間を、必要に応じて更新することができるものとする。
- 2 学長は、共同研究により生じた発明に係る特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権（以下「特許権等」という。）のうち企業等と共有するもの（以下「共有に係る特許権等」という。）を、企業等の指定する者又は企業等の同意を得て学長が指定する者に対し、期間を定めて、独占的に実施させることができるものとする。ただし、当該期間は、必要に応じて更新することができる。
- 3 学長は、企業等、その指定する者及び企業等の同意を得て学長の指定する者が法人が承継した特許権等又は共有に係る特許権等を独占的に実施することができる期間において、学長と企業等が協議して定める事業化する期間を超えて正当な理由なくこれを実施しないときは、企業等又はその指定する者の意見を聴取の上、当該者及び企業等の同意を得て学長が指定する者以外の者に対し、当該特許権等の実施を許諾することができる。
- 4 前3項の規定により、法人が承継した特許権等若しくは共有に係る特許権等の実施を許諾したとき又は共有に係る特許権等を法人と共有する他の企業等が実施するときは、当該特許権等の実施に係る契約を締結するものとする。

#### （他の知的財産権への準用）

- 第16条 前2条の規定は、知的財産規則第2条第1項に規定する知的財産権（特許権及び特許を受ける権利を除く。）について準用する。

#### （秘密の保持）

- 第17条 学長及び企業等は、共同研究契約において、共同研究の遂行上相手方から提供若しくは開示を受け、若しくは知り得た情報又は共同研究の結果得られた成果について、非公開とすることができるものとする。

#### （雑則）

第18条 この法人規程に定めるもののほか、共同研究の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則  
(施行期日)

1 この法人規程は、平成16年7月29日から施行する。

(経過措置)

2 この法人規程の施行の際現に受入れている共同研究については、この法人規程の規定により受入れたものとみなす。

附 則 (平18.6.22法人規程44号)  
この法人規程は、平成18年8月1日から施行する。

附 則 (平20.5.8法人規程37号)  
この法人規程は、平成20年5月8日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学共同研究取扱規程の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則 (平23.9.29法人規程56号)  
この法人規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則 (平25.2.28法人規程22号)  
この法人規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平26.1.7法人規程1号)  
1 この法人規程は、平成26年1月7日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学共同研究取扱規程は同年1月1日から適用する。  
2 この法人規程の施行の際、現に受け入れている企業等共同研究員の研究料の額及び受け入れる企業等共同研究員の研究期間の終了日が平成26年3月31日までの間の企業等共同研究員の研究料については、改正後の国立大学法人筑波大学共同研究取扱規程第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平26.3.27法人規程45号)  
この法人規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平26.6.1法人規程61号)  
この法人規程は、平成26年6月1日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学共同研究取扱規程は同年4月1日から適用する。

附 則 (平26.12.19法人規程79号)  
この法人規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則 (平30.3.22法人規程53号)  
この法人規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令元. 6. 27 法人規程 9 号）

- 1 この法人規程は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この法人規程の施行の日前において、共同研究に係る申込書を受理している場合にあっては、この法人規程による改正後の国立大学法人筑波大学共同研究取扱規程第11条第2項及び第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令元. 9. 27 法人規程 12 号）

- 1 この法人規程は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この法人規程の施行の日前に受け入れている企業等共同研究員の研究料の額については、この法人規程による改正後の国立大学法人筑波大学共同研究取扱規程第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令3. 3. 18 法人規程 26 号）

この法人規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令4. 3. 24 法人規程 30 号）

この法人規程は、令和4年4月1日から施行する。